

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 確認検査業務の書類の閲覧規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター（以下「センター」という。）確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)第59条に基づき、建築基準法(以下「法」という。)第6条の2第1項の規定による確認を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、法第77条の29の2に規定する書類を閲覧させるため、必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧できる書類)

第2条 閲覧できる書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) センターの定款及び登記事項証明書
- (2) 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書
- (3) 指定確認検査機関としてのセンターの業務実績を記載した書類
- (4) 役員、評議員及び確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類
- (5) 確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類

(閲覧できる者)

第3条 閲覧を請求できる者は、法第6条の2第1項の規定による確認を受けようとする者その他の関係者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建築主、築造主又は設置者
- (2) 代理人
- (3) 設計者
- (4) 工事監理者
- (5) 工事施工者

(閲覧の場所等)

第4条 往訪による書類の閲覧は、業務規程第14条に規定する従たる事務所及び支所とする。

2 閲覧の時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(閲覧の申請)

第5条 閲覧を請求しようとする者は、確認検査業務の閲覧申請書(様式1)に必要な事項を記入し身分を証明するものの写しを添えて、センターに提出しなければならない。

(閲覧の方法)

第6条 往訪による書類の閲覧は、次の各号による。

- (1) 第4条の規定に基づく閲覧場所の指定した事務室で行い、事務室以外へ持ち出してはならない。
- (2) 閲覧書類の複写は認めない。
- (3) 閲覧には、センターの職員が立ち会うこととする。

2 オンラインによる書類の閲覧は、次の各号による。

- (1) 当センターが指定するオンライン会議システムによる。
- (2) 閲覧者は、カメラをオンとし、身分証等と同一人物であることを常に監視できる環境で閲覧する。
- (3) 閲覧には、センターの職員が立ち会うこととし、閲覧中のやりとりは録画する。
- (4) パソコン画面のスクリーンショット等を含め、一切の複写は認めない。

(閲覧に関する費用負担)

第7条 確認検査業務の閲覧に関する閲覧申請者の費用負担はないものとする。

(閲覧の拒否)

第8条 センターは、次の各号のいずれかに該当する者（該当するおそれのあるとセンターが認める者を含む）に対し、書類の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) 閲覧申請者が法第77条の29の2に規定する確認を受けようとする者その他の関係者に該当しないとセンターが認めた者
- (2) 閲覧の方法に違反した者又はセンターの指示に従わない者
- (3) 閲覧書類を故意に汚損若しくは破損した者
- (4) センター又は他の来訪者に不利益や迷惑を及ぼした者

(閲覧方法の公開)

第9条 閲覧方法は、ウェブサイトにて公開する。

(閲覧の記録)

第10条 センターは、申請者から書類の閲覧申請書の提出があった場合は、閲覧記録簿（様式2）に必要な事項を記録するものとし、閲覧申請書を受理した日から5年の間保存するものとする。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

書類の閲覧申請書

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 理事長 様

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター業務規程第59条に基づく建築基準法第77条の29の2の規定による書類の閲覧を申請します。

申請年月日	年 月 日	
閲覧方法等	<input type="checkbox"/> 往訪による閲覧 閲覧場所 :	
	<input type="checkbox"/> インターネットによる閲覧 メールアドレス : @	
閲覧申請者 (確認を受けようとする者、その他関係者)	申請人の氏名	
	住所・所在地	
	電話番号	
代理者の場合	代理者の氏名	
	代理者の住所	
	電話番号	
	閲覧申請者との続柄	
閲覧の図書 (該当欄に○印を記してください)	1 センターの定款及び登記事項証明書 2 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書 3 指定確認検査機関としてのセンターの業務実績を記載した書類 4 役員、評議員及び確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類 5 確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類	
閲覧の理由		
閲覧の状況 *申請者は記入しないでください	閲覧の場所	
	身分確認の方法	
	立会者の氏名	

*身分確認は、身分証明書、自動車運転免許証等本人が確認できるものとする。

閱 覧 記 録 簿

No.	閲覧方法	閲覧年月日	閲覧者氏名	閲覧内容	立会者印
1	往訪・Web				
2	往訪・Web				
3	往訪・Web				
4	往訪・Web				
5	往訪・Web				
6	往訪・Web				
7	往訪・Web				
8	往訪・Web				
9	往訪・Web				
10	往訪・Web				
11	往訪・Web				
12	往訪・Web				
13	往訪・Web				
14	往訪・Web				
15	往訪・Web				

※ 該当する閲覧方法に○を付す

※ 立会者は、閲覧図書が落丁・汚損等の異常無く、適切に返納されたことを確認する